

2023.10.8

神戸市人と猫との推進協議会  
神戸市獣医師会

## 動物をめぐる問題と法律

特定非営利活動法人どうぶつ弁護士団  
理事長（弁護士） 細川 敦史



## 猫の法律上の地位

- 猫は「**動産**」（民法86条）

愛情をもって接していても、家族同然の存在であっても、法律では人と同じ扱いはされない

- 動物は「**命あるもの**」、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないよう。人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱う（動物愛護管理法2条1項）

- 猫は「**愛護動物**」（法44条4項）

飼い猫でも、飼い主のいない猫でも同様

みだりに殺傷、虐待、遺棄をすれば刑罰を科される可能性がある。法律上強く守られている

## 野良猫への餌やりに関する法規制

- 法律上守られている野良猫に餌をやることが、法律上の問題になりうるのか？  
不適切な餌やりは、規制強化の方向
- 動物への給餌・給水に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれていると認められるときは、都道府県が指導・勧告・命令（法25条）。命令に違反した者は罰金も
- 条例で規制されている自治体がある（一律の禁止ではない）。京都市、和歌山県、浅口市（岡山）、大府市（愛知）など。大阪市も鳩、カラス、その他の動物に給餌した者に清掃等を義務づけ

## 野良猫への餌やりに関する注意

- 私有地で勝手にやると所有者から苦情を受ける（所有者の管理権、財産権の侵害）
- 関わりの程度によっては、猫から被害を受けたと主張する者から、占有者としての責任を追及される（弁護士からの内容証明、ときに民事調停や訴訟を起こされる）可能性がある。
- 例えば、段ボール等で雨風をしのげる場所を用意するのは占有者認定される事情に（H22.5.13東京地裁立川支部判決など）

## 実際に相談があった被害の具体例

- 猫が建物の外壁に爪を立てる
- 車やバイクの上に載って傷をつける
- 芝生の上に糞尿をする
- 親猫が軒下で出産し、死産の猫を処理する費用がかかった
- その他

## 野良猫への餌やりに関する注意

- 不妊去勢手術を行い、適正な給餌（場所、時間の固定。置き餌をしない等）である限りは基本的に問題ないはず
- 大阪市の「公園猫適正管理推進サポーター制度」サポーター三原則：①避妊去勢手術の実施、②餌の放置をしない、③周辺清掃をする
- 外にいる猫は虐待被害に遭いやすい。とにかくこれ以上ふやさない

## 反対住民から一般的なの請求

- 損害賠償請求（毀損した物の賠償、人格権侵害による慰謝料）
  - 餌やり行為の差止請求
  - 大声でどなる、おどかす等
- 
- 慌てず落ち着いて対応
  - 物を壊されたり暴力を振るわれたら警察へ通報
  - 万が一訴えられても、民事訴訟は刑事訴訟と違う。すぐに判決は出ない。

## 多頭飼育問題のパターン

- ① 不妊去勢手術の重要性を理解せず、お金がないからできないとあって、あるいは、高齢などで認知機能が不十分のため、自宅内外で過剰繁殖
- ② ゴミ屋敷の一環として動物が繁殖。苦情に対応せず（できず）地域で孤立し、親族を含め誰にも相談できない
- ③ 2012年法改正により、自治体の引取り義務が緩和され（一定の事由があれば拒むことが「できる」）、殺処分ゼロを目指す方針に転換したため、自治体が引き取らない傾向が顕著に。保護の受け皿に動物保護団体や有志がなり、飽和状態になる

# 3匹の次は 4匹ちゃうで

# MAX 21匹やで。

なあ、なあ。  
あんたんこの飼い猫、家の近所のノラ猫、  
不妊手術しとる？

「増えて手に負えなくなりそうになったら不妊手  
術やればええわ。」そない思てへん？

はいで。

猫は妊娠から出産まで約2カ月しかないねん。  
しかもな、  
一度に1匹から8匹の子猫を産むねん。

この写真の猫、みな同じような毛色やろ？  
3匹飼うてた猫が室内で繁殖して、78匹にまで  
増えてしもた実際の家の写真や。

増えだしたらあつという間やで。  
壁や柱や床はボロボロやし、悪臭で近隣から苦情  
くるし、そりやもう大変やで。

これを多頭飼育崩壊っていうねん。

全国で多発して社会問題って言われとるわ。  
めっちゃ深刻な問題やねん。でもな、1匹、2匹  
のうちに不妊手術さえしとけば防ぐ事のできる  
ある意味めっちゃ簡単な問題やねん。

不妊手術は、可哀そうなことだけやないで、  
病気の予防にもなるし、  
発情期のストレスもなくなるねん。

早めに不妊手術したった方が  
人にも猫にもええで。



## 25条 周辺の生活環境の保全等に係る措置

- 動物の飼養・保管、給餌・給水に起因した騒音・悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等により周辺の生活環境が損なわれている場合  
**(多頭飼育の要件が削除)**

自治体による**指導・助言**（1項【新設】）、**勧告**（2項）、**命令**（3項）

- **多数の不適正飼養に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態**（環境省令で規定）が生じている場合、自治体による改善勧告・命令（4項）

※現に「虐待」に該当していなくても将来そのおそれがあるならば適用可

- **報告徴収、立入検査**（5項【新設】）

## 動物虐待・不審死を見つけたときは

- 気になりながらも何もできず立ち去る？
- 駆け寄って毛布でくるみ丁寧に葬る？
- 役所に電話して片づけてもらう？



犯罪の重要な証拠がなくなる。

# 動物虐待・不審死を見つけたときは

## ①事件現場の状況を撮影

現場の位置、周辺状況、動物の死体の状況、傷の部位や程度などを意識して撮影

②最寄りの交番に出向くか、警察署に通報して、担当部署（生活安全課）の警察官に事件現場に来てもらうよう説明。感情的にならず、状況説明に努める。警察官とケンカするのはNG

③現場に来た警察官に、改めて見つけたときの状況を発見者自身が説明。警察官にも写真を撮影してもらう。

## 動物虐待・不審死を見つけたときは

- ④警察官に対し「動物殺傷罪」の捜査要請。動物愛護法をよく知らない警察官もいるので、資料やパンフレットなどを使いながら丁寧に説明
- ⑤注意喚起と情報提供を促すため、現場周辺に**事件の発生を知らせる看板を設置**し、また、周辺地域の自治会に**回覧板**をまわすよう依頼
- ⑥事案によっては告発手続も検討。「誰でも」できるものの、証拠資料の整理や文書での説明、警察官との協議が必要になることから、専門家に相談することが望ましい



# 質疑応答





# 動物虐待事件の現状と 動物愛護法の改正について

---

特定非営利活動法人 どうぶつ弁護団  
理事・弁護士 岸本 悟

# 目次

- 1 動物虐待事件の現状
- 2 動物愛護法の改正経緯
- 3 動物虐待事件の難しさ
- 4 どうぶつ弁護団の取り組み
- 5 動物虐待を見つけたときは

# 動物虐待事件の現状

## 〈検挙件数〉

2011年 29件

2020年 102件

2021年 170件

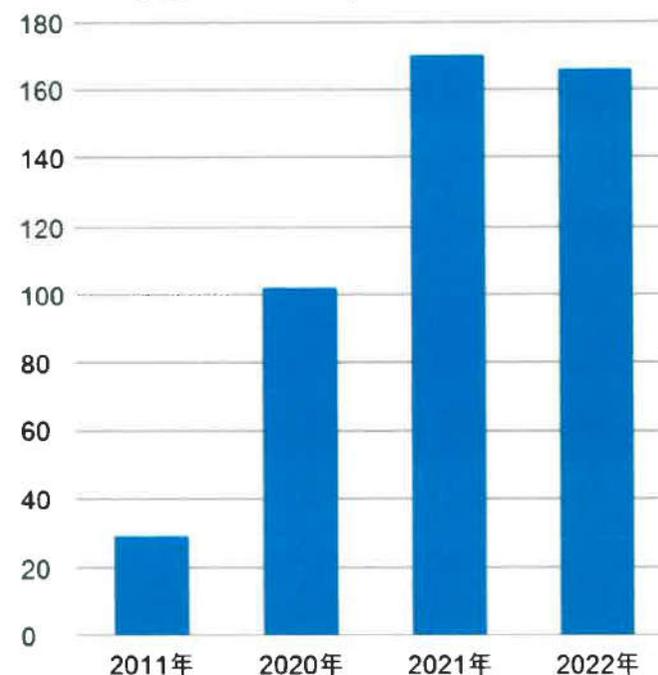
2022年 166件

猫91件、犬53件

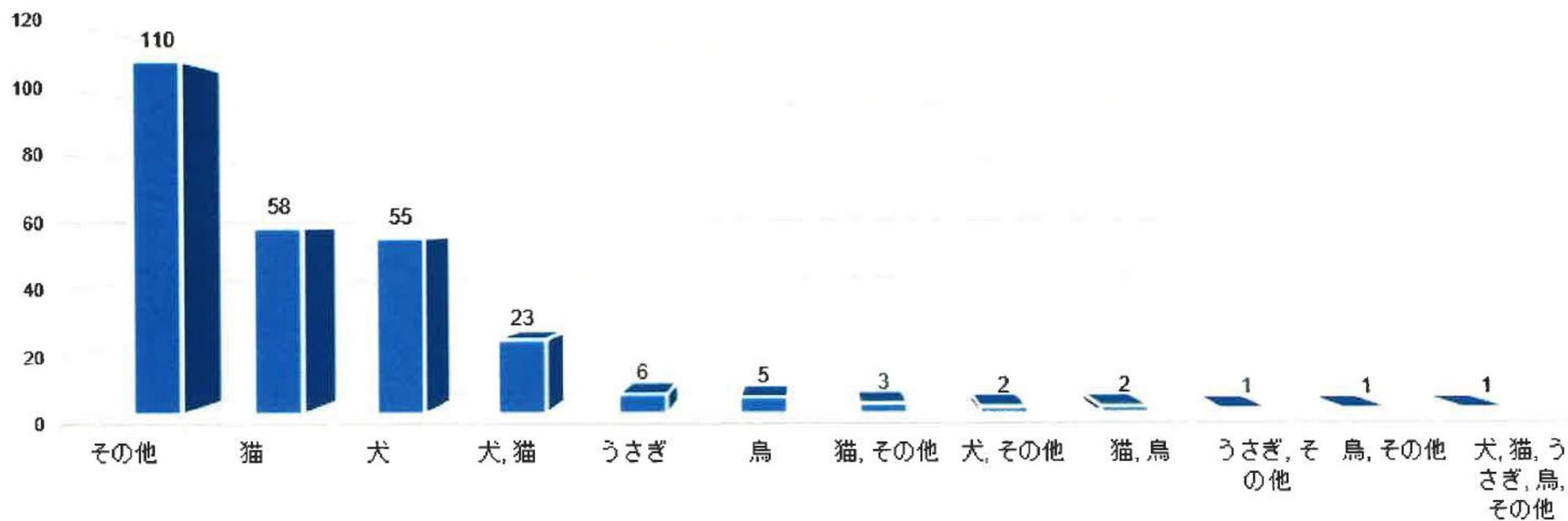
(遺棄74件、ネグレクト等の虐待49件、殺傷43件)

⇒10年間で約6倍

動物虐待事犯の検挙件数  
(警察庁調べ)



虐待動物種別 (267件) 2022.12~2023.9



※その他  
ハムスター、アライグマ、馬、鹿など

# 猫の虐待事件に関する報道



2023年6月17日 埼玉新聞

今年2月、猫1匹を刃物のような物で刺すなどして死亡させたとして、埼玉県警は16日、さいたま市浦和区の少年＝当時(17)＝を動物愛護法違反の疑いでさいたま地検に書類送検した。捜査関係者への取材で分かった。

少年は3月、戸田市の中学校に侵入して男性教員を刃物で切り付けたとして殺人未遂の容疑で逮捕され、2カ月半の鑑定留置後、今月6日にさいたま地検がさいたま家裁に送致していた。

捜査関係者によると、2月12、13日ごろ、戸田市曲本地区周辺で猫1匹の首を刃物のような物で刺すなどして、死亡させた疑いが持たれている。その後、死骸を切断したとみられ、同月13日と16日にさいたま市南区の荒川彩湖公園内で脚と胴体が発見され、17日には同区の小学校の鉄棒に歯がついた顎とみられる肉片がひもでぶら下げられていた。

# なぜ、動物虐待が繰り返されるのか？

## 動物虐待者の心理

- ① 嗜虐的な性格
- ② ストレスのはけ口
- ③ ゲーム感覚
- ④ 支配・報復
- ⑤ 環境・トラウマ

## なぜ、動物虐待が繰り返されるのか？

### 神戸連続児童殺傷事件

1997年2月～5月、兵庫県神戸市須磨区で、男子中学生(少年A)が小学生5人を殺傷した事件。

少年Aは、小学生を襲う前に、何十匹もの猫を殺し、首を切り落としていた。



**動物虐待は繰り返され、エスカレートする  
さらに、人間に向かうことも**

# 動物愛護法の改正経緯

昭和48年制定 動物の保護及び管理に関する法律

平成11年改正 名称変更(動物の愛護及び管理に関する法律)

動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底

虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など

平成17年改正

動物取扱業の規制強化(届出制から登録制)

特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化など

平成24年改正

動物取扱業の適正化(第1種・第2種の区分)

- ・ 遵守基準の具体化(数値規制)
- ・ 勧告及び命令制度の充実

マイクロチップ装着の義務化

終生飼養の明文化、罰則の強化など

# 法の対象としている「動物」

## 1、動物愛護法

### (1) 飼養動物

- ① 家庭動物(ペット)
- ② 展示動物(動物園, 水族館など)
- ③ 実験動物
- ④ 産業動物(畜産)

### (2) 愛護動物

殺傷、虐待等の犯罪は、飼い主の有無に関わらず、「愛護動物」を対象とする。

→ 野良猫も含まれる。

## 2、関連法

野生動物等について、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法等の規制あり。

## 罰則の強化

平成17年  
改正

- 動物の虐待、遺棄罪 50万円以下の罰金
- 動物の殺傷罪 1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

平成24年  
改正

- 動物の虐待、遺棄罪 100万円以下の罰金
- 動物の殺傷罪 2年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

令和1年  
改正

- 動物の虐待、遺棄罪 1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
- 動物の殺傷罪 5年以下の懲役 又は 500万円以下の罰金

動物虐待・遺棄罪につき懲役刑の追加  
殺傷罪につき刑を2.5倍に引き上げ

## 動物虐待事件の難しさ

### 事件が発覚しにくい

- 動物は被害申告できない。
- 飼い主から虐待されるケース、所有者のいない動物(野良犬猫)が虐待されるケースは、法律上被害者が存在しない。
- 密室で行われると、外部から認識しづらい。

### 捜査が困難

- 死骸が発見されても、発見者が処分してしまい、証拠が失われることがある。
- (多頭飼育崩壊事案の場合)死後時間が経過してしまい、死因が不明であることも多い。
- 虐待を受けた動物が移動し、犯人、犯行場所の把握が困難になることがある。

## 動物虐待事件の難しさ

